主 文 原決定を取り消す。 相手方の異議申立を却下する。

抗告代理人は、「原決定を取り消す。相手方の本件異議申立を却下する。」との 裁判を求め、その理由として別紙抗告理由書記載のとおり主張した。

よつて、本件抗告は理由があるから、原決定を取消し、相手方の異議申立を却下 すべきものとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 村松俊夫 裁判官 伊藤顕信 裁判官 小河八十次)